

白河文化交流館コミネス友の会 会員規約
平成28年6月20日制定

(名称)

第1条 本会は、「白河文化交流館コミネス友の会」と称します。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、白河文化交流館内に置きます。ただし、平成28年8月31日までは、開設準備室（白河市民会館内）に置きます。

(目的)

第3条 「コミネス友の会」は、白河文化交流館において実施される自主企画事業等への鑑賞と参加を通じて、芸術文化に対する関心と理解を深め、会員の交流促進を図ることを目的とします。

(会員)

第4条 本会の会員とは、本規約を了承し、本会への入会申し込みを行い、交流館が入会を認めた方をいいます。

(会員期間)

第5条 会員がその資格を有する期間は、申込手続き後会員登録が終了した日から、その年度の末日までとし、以後継続して加入する場合は次年度の初日から翌年度末までの1年度間（以下「会員期間」という）とします。

(年会費)

第6条 本会への入会を希望する者は、本会に入会する際、下記の区分に従い所定の金額を納入するものとします。

| 会員区分 | 年会費 | 備考 |
|------|-------------------|-----------------------------------|
| 個人会員 | 2,000円 | |
| 法人会員 | 3,000円 (1口あたり) | 郵送サービスは法人所在地に一括郵送。 ※みなし法人は含まない |

2 上記年会費は、年度途中で入会する場合においても同額とします。また、一度納入した年会費は、会員期間中の退会や会員資格の消失があっても一切返還いたしません。

(会員証の発行)

第7条 会員には会員証を発行します。

- 2 会員証は、会員本人以外の人・団体に譲渡もしくは貸与することができません。
- 3 会員は、会員証の紛失や盗難等の被害にあった場合、その旨の届出を事務局に届け出るものとします。
- 4 会員証は、会員が前項の届出を行なった場合、再発行することができます。

(会員の特典)

第8条 会員の特典は、以下とおりです。

- (1) 交流館が指定する公演チケットの優先予約・販売(枚数制限有)
- (2) 会員価格でのチケット購入(枚数制限有)
- (3) 会員限定の交流会への招待等、その他交流館が定める特典
- (4) 情報の早期入手(コミネス情報誌・公演チラシ)

(届出事項の変更等)

第9条 会員は、入会申込書の記載事項に変更が生じた場合、その内容を事務局に届け出るものとします。

(退会及び会員資格の取消し)

第10条 友の会を退会しようとするときは、速やかに事務局に届け出の上、会員証を返却することとします。

2 次の事項に該当する場合には、会員の資格を取り消します。

- (1) 所定の期間内に会費の納入がなかったとき
- (2) 入会時に虚偽の申請があったとき

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する事項は、事務局にて定めることができることとします。

附 則

1 この規約は、平成28年7月25日から適用します。

2 この規約の成立当初の会員期間は、第5条の規定に関わらず、成立の日から平成30年3月31日までとします。